ふるさと納税　控除上限額

所得税率	住民税所得割額＝Aとする
5%	A×0.23+2000円
10%	A×0.25+2000円
20%	A×0.28+2000円
23%	A×0.29+2000円
33%	A×0.35+2000円
40%	A×0.40+2000円
45%	A×0.44+2000円

Aはふるさと納税をする年に決まる
住民税の総額と考え下さい。